

市第 127 号議案

横浜市手数料条例等の一部改正

横浜市手数料条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例等の一部を改正する条例

（横浜市手数料条例の一部改正）

第 1 条 横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 149 号中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第 191 号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55号。以下この号から第 150 号までにおいて「宅地造成等規制法一部改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成等規制法一部改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第 191 号。次号及び第 150 号において「旧宅地造成等規制法」という。）に改め、同条第14 9 号の 2 及び第 150 号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法」に改める。

（横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（平成28年12 月横浜市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第22条第 2 号中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第 191 号）第 8 条」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年

法律第55号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)」に改める。

(横浜市建築基準条例の一部改正)

第3条 横浜市建築基準条例(昭和35年10月横浜市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項第3号中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この号において「旧宅地造成等規制法」という。)」に、「同法第13条第2項」を「旧宅地造成等規制法第13条第2項(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)」に、「同法第2条第5号」を「旧宅地造成等規制法第2条第5号」に改める。

(横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部改正)

第4条 横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「)及び」の次に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。第17条第3項において「宅地造成等規制法一部改正法」という。)による改正前の」を、「昭和36年法律第191号」の次に「。同項において「旧宅地造成等規制法」という。」を加える。

第17条第3項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法」に改める。

(横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例の一部改正)

第5条 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例（平成26年2月横浜市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「造成宅地（」の次に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「一部改正法」という。）による改正前の」を加え、「法」を「旧法」に、「（法」を「（旧法」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域、法第26条第1項に規定する特定盛土等規制区域及び法第45条第1項に規定する造成宅地防災区域の指定等に関すること。

第2条第2号中「法」を「旧法」に改め、「工事」の次に「並びに法第13条第1項に規定する宅地造成等に関する工事及び法第31条第1項に規定する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事」を加え、同条第3号中「法」を「一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法」に改め、同条第4号中「法」を「一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法」に改め、「並びに」の次に「一部改正法附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法」を加え、同条第5号中「（法」を「（旧法」

に改める。

(横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部改正)

第 6 条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年 2 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 3 号を次のように改める。

- (3) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第 191 号。以下この号において「旧宅地造成等規制法」という。）第 8 条第 1 項（宅地造成等規制法一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可の申請又は旧宅地造成等規制法第11条（宅地造成等規制法一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による協議（成立している場合に限る。）

附 則

この条例は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

提 案 理 由

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市手数料条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 148 号まで省略）

- (149) 宅地造成等規制法の一部を
宅地造成等規制法（昭和 36
改正する法律（令和 4 年法律第
年法律第 191 号
55 号。以下この号から第 150 号
までにおいて「宅地造成等規制
法一部改正法」という。）附則
第 2 条第 1 項の規定によりなお
従前の例によることとされる宅
地造成等規制法一部改正法によ
る改正前の宅地造成等規制法（
昭和 36 年法律第 191 号。次号及
び第 150 号において「旧宅地造
成等規制法」という。）第 8 条
第 1 項の規定に基づく宅地造成
に関する工事の許可申請手数料

（アからコまで省略）

- (149) の 2 宅地造成等規制法一部
宅地造成等規制法
改正法附則第 2 条第 1 項の規定
によりなお従前の例によること

とされる旧宅地造成等規制法第

12 条第 1 項の規定に基づく宅地
造成に関する工事の計画の変更
許可申請手数料

変更許可申請 1 件につき
、次に掲げる額を合計した
額。ただし、その額が 420,
000 円を超えるときは、そ
の手数料の額は、420,000 円
とする。

(ア及びイ省略)

(150) 旧住宅地造成事業に関する
法律（昭和 39 年法律第 160 号）
第 21 条の規定による変更認可申
請手数料

1 件につきアからウまで
に掲げる額を合算した額と
する。ただし、当該住宅地
造成事業に関する工事に^宅宅
地造成等規制法一部改正法
地造成等規制法
附則第 2 条第 1 項の規定に
よりなお従前の例によるこ
ととされる旧宅地造成等規
制法第 8 条第 1 項の規定に
より許可を受けなければな
らない工事が含まれている
ときは、前号の規定の例に

より算定した額を加える。
また、住宅地造成事業の認可申請が旧住宅地造成事業に関する法律第 5 条第 2 項第 2 号に規定する空地に関する部分とその他の部分とに区分されたときは、後の申請の際に納めなければならない手数料の額は、前後の申請を 1 件とみなして、ア(ア)から(ク)までの額から前の申請の際に納めた手数料の額を控除した額とする。この号の規定により算出した手数料の額が 100,000 円を超える場合は、その手数料の額は、100,000 円とする。

(アからウまで及び第 151 号から第 184 号まで省略)

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(適用除外)

第 22 条 この条例の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(第 1 号省略)

- (2) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）
宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条
号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」とい
う。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191
号）第 8 条第 1 項（宅地造成等規制法一部改正法附則第 2 条第
1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む
。）に規定する許可を受けて宅地造成に関する工事（後退用地
等を整備するために行う工事を除く。）を行う場合
（第 3 号及び第 4 号省略）

横浜市建築基準条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（災害危険区域）

第 3 条の 2 （第 1 項省略）

- 2 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合において
は、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又
はこれに類する構造としなければならない。ただし、当該建築物
が面するすべての急傾斜地（急傾斜地法第 2 条第 1 項に規定する
急傾斜地をいう。以下この条において同じ。）が次のいずれかに
該当する場合は、この限りでない。

（第 1 号及び第 2 号省略）

- (3) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55
宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号
号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」とい
う。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191
号。以下この号において「旧宅地造成等規制法」という。）第
2 条第 2 号に規定する宅地造成に関する工事（旧宅地造成等規
同法第 13 条第 2

制法第 13 条第 2 項（宅地造成等規制法一部改正法附則第 2 条第 1 項

の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む

。）の規定により造成主（旧宅地造成等規制法第 2 条第 5 号に
同法第 2 条第 5 号

規定する造成主をいう。）が検査済証の交付を受けたものに限
る。）により整備されている急傾斜地

（第 4 号から第 7 号まで及び第 3 項から第 5 項まで省略）

横浜市開発事業の調整等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、
法、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び宅地造成等規制法
の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号。第 17 条第 3 項にお
いて「宅地造成等規制法一部改正法」という。）による改正前の
宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。同項において「旧宅
地造成等規制法」という。）並びにこれらの法律に基づく命令の
例による。

（第 1 号から第 9 号まで省略）

（開発事業の計画の同意）

第 17 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 第 1 項の場合において、開発事業者は、当該開発事業の実施に
必要な法第 29 条第 1 項若しくは第 43 条第 1 項の許可の申請、法第
34 条の 2 第 1 項若しくは第 43 条第 3 項の協議の申出、建築基準法
第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請、同法第 18
条第 2 項の規定による計画の通知、同法第 42 条第 1 項第 5 号の規

定による道路の位置の指定の申請又は~~宅地造成等規制法~~宅地造成等規制法一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の許可の申請を行う日までに第 1 項の同意を得るように努めなければならない。

横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（設置）

第 1 条 横浜市内の造成宅地（宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号。以下「一部改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「旧法」という。）第 2 条第 7 号に規定する造成宅地をいう。以下同じ。）、崖等における災害（旧法第 2 条第 3 号に規定する災害をいう。以下同じ。）を防止するための対策を促進するため、市長の附属機関として、横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」第 3 条第 1 項に規定する宅地造成工事規制区域及び法第 20 条第 1 項に規定する造成宅地防災区域の指定等に関すること。法第 10 条第 1 項に規定する造成宅地防災区域の指定等に関すること。法第 26 条第 1 項に規定する特定盛土等規制区域及び法第 45 条第 1 項に規定する造成宅地防災区域の指定等に関すること。

- (2) 旧法第 9 条第 1 項に規定する宅地造成に関する工事並びに法
第 13 条第 1 項に規定する宅地造成等に関する工事及び法第 31 条
第 1 項に規定する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技
術的基準に関すること。
- (3) 一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によ
法
ることとされる旧法第 16 条第 2 項の規定による勧告に関するこ
と。
- (4) 一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によ
法
ることとされる旧法第 17 条第 1 項及び第 2 項並びに一部改正法
附則第 2 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされ
る旧法第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定による命令に関すること
。
- (5) 宅地造成(旧法第 2 条第 2 号に規定する宅地造成をいう。)
(法
に伴う災害を防止するための工事の方法に関すること。
(第 6 号から第 8 号まで省略)

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

(適用除外)

第 14 条 協議地区を定める日（協議地区を変更する場合において、
当該都市景観形成行為に係る内容を変更するときは、当該変更の
日）前において、当該都市景観形成行為に係る次に掲げる手続そ
の他の行為を行っている場合については、この章の規定は、適用
しない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」とい
許可の申請又は同法第 11 条の規定による協議（成立している場
う。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191
号。以下この号において「旧宅地造成等規制法」という。）第
8 条第 1 項（宅地造成等規制法一部改正法附則第 2 条第 1 項の
規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の
許可の申請又は旧宅地造成等規制法第 11 条（宅地造成等規制法
一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例による
こととされる場合を含む。）の規定による協議（成立している
場合に限る。）

（第 4 号及び第 5 号省略）